

平成29年7月5日からの九州北部豪雨に伴う災害救助・救援のために使用する車両の無料措置期間の延長について

- 1.対象期間 平成30年6月30日まで
(延長前：平成29年12月31日まで)

- 2.対象車両
 - (1) 自治体等からの要請により、被災者の避難所又は被災した区市町村の災害対策本部（物資集積所を含む）への救援物資等を輸送するための車両
 - (2) 自治体からの要請により、被災地の復旧・復興にあたるための物資、人員等を輸送するための車両
 - (3) 自治体が災害救援のために使用する車両
 - (4) 災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する車両

- 3.対象路線 全路線

- 4.通行方法 「2.対象車両」が「3.対象路線」を利用する場合は、災害派遣等従事車両証明書を料金所で提示する。